

静岡県告示第371号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号。以下「令」という。）第5条第3項の規定により告示する。

なお、令第5条第3項の規定により添付された指定漁船調書を令和7年5月13日から起算して15日間、田子の浦漁業協同組合に備え置いて縦覧に供する。

令和7年5月13日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 発起人の住所氏名

静岡県富士市浅間上町8-32	中西 正明
静岡県富士市前田862-2	芹澤 豊
静岡県富士市中丸621-5	佐藤 久雄
静岡県富士市鮫島554-1	飯塚 宏昭
静岡県富士市今井1-15-15	望月 敏

ペアシティブルA102

2 加入区

田子の浦加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

田子の浦漁業協同組合